**役員等報酬及び費用弁償規程**

（目　　的）

1. この規定は、社会福祉法人真如会（以下「法人」という。）の理事、監事および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（支給範囲）

1. この法人の教職員等、施設より給与を受けている者にはこの規程を適用しない。

（報　　酬）

1. 法人の役員等に対しての報酬は無報酬とする。

（費用弁償）

1. 役員等が、理事会に出席したときおよび評議員会に出席したときは、実費弁償費を支払うことができる。

２．　旅費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

３．　第4条第1項の金額は次の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 旅　費　日　当 | 1日につき10,000円 |
| 宿　泊　料 | 実　費 |

第5条　この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給

　　　　の基準として公表するものとする

（改　　正）

第6条　この規程の改正については、理事会および評議員会の議決を要する。

付則

　この規程は、平成29年6月24日から施行する。